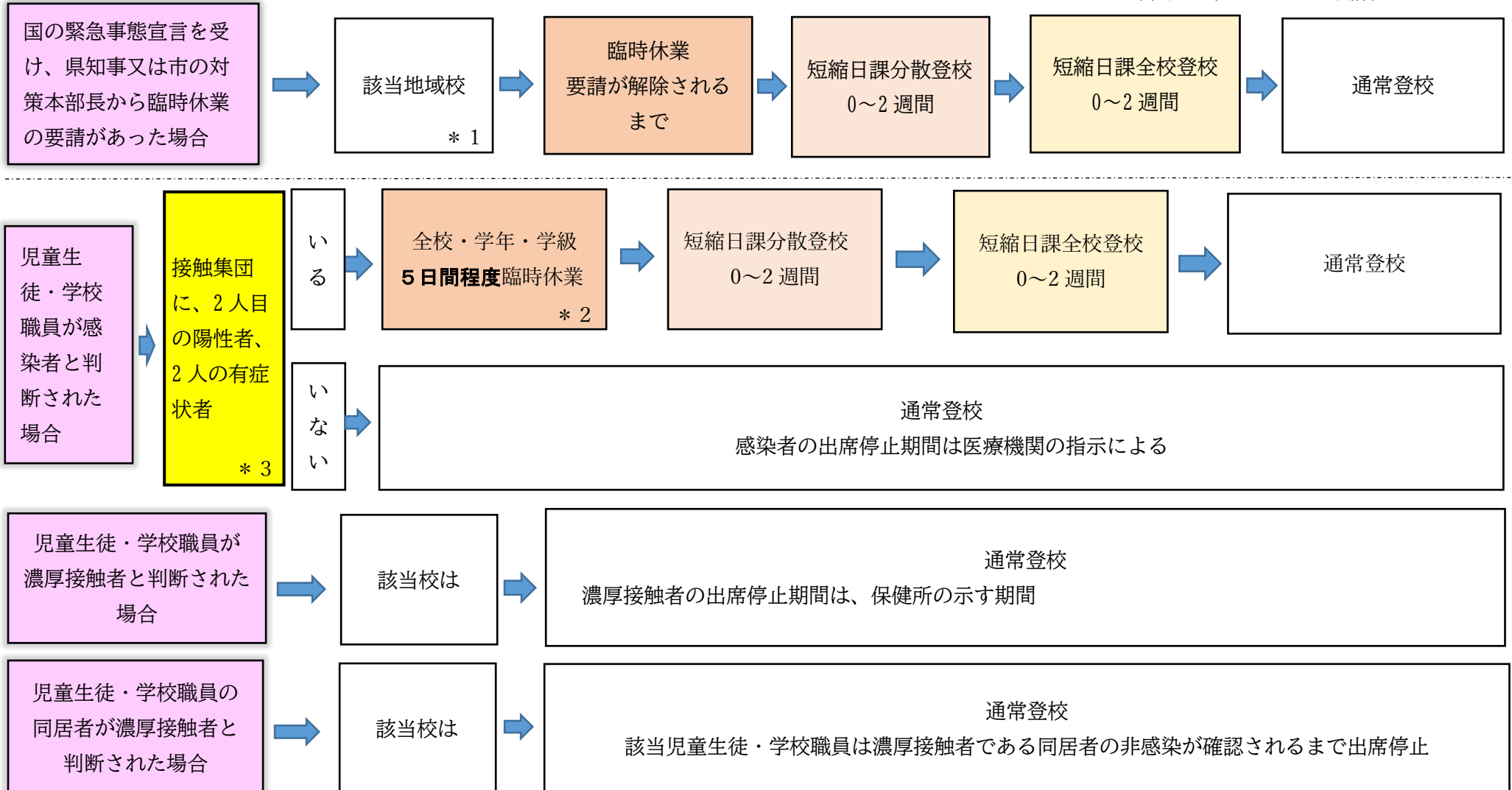


臨時休業から登校再開に至るフローチャート【発生→臨時休業→分散登校→学校再開までの流れ】

(令和4年5月24日改訂)



* 1 該当地域校以外の学校の対応は、短縮日課分散登校を行うかを含め、別途協議する。

* 2 保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討する。学校内の感染の広がりに応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を行い、学校再開へのプロセスを判断する。

* 3 経過観察期間は、2人目の陽性者は最終接触日から5日を経過するまでの期間、未診断有症状者は最終接触日から3日を経過するまでの期間とする。